

令和2年7月20日

領事メール

【件名】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第49号）

【ポイント】

○オマーン王立警察は、公共の場におけるマスク不着用に対する罰金を100オマーンリアル（約3万円）に引き上げたと発表しました。外出が必要な場合はマスクを忘れないようご注意ください。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 7月19日、オマーン王立警察（ROP）は、公共の場所でマスクを着用しなかった場合の罰金を20オマーンリアルから100オマーンリアルに引き上げることを発表しました。商業施設・産業施設、官民を問わず職場、公共交通機関を含め、公共の場所では、マスクの着用が必要であり、違反者の氏名と写真につきメディアを通じて公表するとしています。

2 オマーン保健省の発表によれば、7月18日時点で、感染症例数は66,661件、死亡件数は318件、治癒件数は44,004件に達し、同日の検査件数3,943件、入院件数は585件（新規85件、ICU165件）でした。12日には、現在まで最高の2,164件の感染症例数、13日には14名の死亡件数を記録しています。

3 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスクを忘れずに、十分な感染予防に引き続き努めてください。
（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>